

八 第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 15 の 4-1 連結法人が、措置法第 68 条の 15 の 4 第 1 項に規定する「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした同項に規定する経営改善設備を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>㊦ 連結法人が、同条第 2 項に規定する「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした経営改善設備の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 4-2 措置法令第 39 条の 45 の 4 第 2 項に規定する器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が 30 万円以上又は 60 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品又は建物附属設備が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>(主たる事業でない場合の適用)</u></p> <p><u>68 の 15 の 4-3 連結法人の営む事業が措置法第 68 条の 15 の 4 第 1 項に係る措置法第 42 条の 12 の 3 第 1 項に規定する指定事業(以下「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(事業の判定)</u></p> <p><u>68の15の4-4 連結法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される経営改善設備)</u></p> <p><u>68の15の4-5 指定事業とその他の事業とを営む連結法人が、その取得等をした措置法第68条の15の4第1項に規定する経営改善設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(経営改善設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の15の4-6 連結法人が措置法第68条の15の4第1項（同法第42条の12の3第1項を含む。）に規定する経営改善設備を指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。）後の連結事業年度において当該経営改善設備の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった経営改善設備に係る措置法第68条の15の4第2項（同法第42条の12の3第2項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68の15の4-7 措置法第68条の15の4第7項の規定により同条第1項から第3項までの規定の適用がない同条第7項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項から第3項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第7項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けることができる。</u></p>	

九 第68条の15の5（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第68条の15の5（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</u></p>	（新 設）
<p><u>（中小連結親法人であるかどうかの判定の時期）</u></p>	（新 設）
<p><u>68の15の5-1 連結親法人が措置法第68条の15の5第1項の中小連結親法人に該当するかどうかは、同項の規定の適用を受ける連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p>	
<p><u>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</u></p>	（新 設）
<p><u>68の15の5-2 措置法第68条の15の5第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</u></p>	
<p><u>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p>	
<p><u>(2) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人(以</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金の額」という。）</u></p> <p><u>（出向先法人が支出する給与負担金）</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-3 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号から第 5 号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。</u></p>	<p>（新 設）</p>

十 第 68 条の 15 の 6 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15 の 6 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</u></p> <p>（控除可能期間の判定）</p> <p><u>68 の 15 の 6-1 連結法人が措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項……………</u></p> <p>（注）……………</p> <p>……………<u>及び繰越中小連結法人税額控除限度超過額をいう。</u></p>	<p><u>第 68 条の 15 の 3 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</u></p> <p>（控除可能期間の判定）</p> <p><u>68 の 15 の 3-1 連結法人が措置法第 68 条の 15 の 3 第 1 項……………</u></p> <p>（注）……………</p> <p>……………<u>、平成 21 年度分連結繰越税額控除限度超過額、平成 22 年度分連結繰越税額控除限度超過額、繰越中小連結法人税額控除限度超過額、平成 21 年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額及び平成 22 年度分繰越中</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>小連結法人税額控除限度超過額をいう。</u>

十一 第 68 条の 16 ((特定設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 16(1) -3 <u>削 除</u></p> <p>(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)</p> <p>68 の 16(2) -1 連結法人が、<u>昭和 48 年 5 月 29 日付大蔵省告示第 69 号</u>…………… ……………</p>	<p style="text-align: center;"><u>(附属機器等の同時設置の意義)</u></p> <p>68 の 16(1) -3 <u>措置法令第 39 条の 46 第 1 項及び第 3 項に係る昭和 48 年 5 月 29 日付大蔵省告示第 69 号 (措置法第 43 条第 1 項の表の第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する等の告示。以下「告示」という。)</u> 別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象となる附属の機器等には、<u>一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p> <p>(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)</p> <p>68 の 16(2) -1 連結法人が、<u>告示</u>……………</p>

十二 旧第 68 条の 26 ((特定高度通信設備の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 26 ((特定高度通信設備の特別償却) 関係</u>
(廃 止)	<p style="text-align: center;"><u>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 26-1 連結法人が、措置法第 68 条の 26 第 1 項に規定する「中小連結法人」</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第 44 条の 5 第 1 項に規定する特定高度通信設備（以下「特定高度通信設備」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(附属装置等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>68 の 26-2 平成 23 年 8 月 30 日付総務省告示第 403 号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、特定高度通信設備に該当する旨の定めのある附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は加入者系光ファイバケーブル等（以下「附属装置等」という。）には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。</u></p>

十三 第 68 条の 26 ((特定信頼性向上設備の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 26 ((特定信頼性向上設備の特別償却) 関係)</u></p> <p><u>(附属装置等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>68 の 26-1 平成 25 年 4 月 30 日付総務省告示第 204 号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、措置法第 68 条の 26 第 1 項に規定する特定信頼性向上設備に該当する旨の定めのある非常用電源装置若しくはルーター若しくはスイッチ又は附属の補助記憶装置若しくは電源装置(以下「附属装置等」という。)には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機の設置の前後相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額</u>)</p> <p><u>68 の 26-2 連結法人が措置法令第 39 条の 53 第 2 項第 2 号イに規定する要件を満たすかどうかを判定する場合において、同号イの一の生産等設備を構成する特定信頼性向上設備又は減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳の適用を受けたこれらの資産の取得価額は、その圧縮記帳後の金額によるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十四 第 68 条の 27((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>生産等設備等の範囲</u>)</p> <p>68 の 27-1 <u>措置法令第 39 条の 56 第 1 項</u>……………本店…………… <u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項又は第 6 項に規定する設備についても、同様とする。</u></p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>68 の 27-2 …………… ……………<u>取得等 (取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。)</u>…………… ……………<u>措置法第 68 条の 27 第 1 項</u>……………</p> <p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>68 の 27-3 <u>措置法令第 39 条の 56 第 1 項</u>…………… <u>措置法令第 39 条の 56 第 1 項</u>……………<u>若しくは</u>……………<u>又は措</u></p>	<p>(<u>生産等設備の範囲</u>)</p> <p>68 の 27-1 <u>措置法令第 39 条の 56</u>……………本店、<u>販売所</u>……………</p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>68 の 27-2 …………… ……………<u>取得等</u>……………<u>措置法第 68 条の 27</u>……………</p> <p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>68 の 27-3 <u>措置法令第 39 条の 56</u>…………… <u>措置法令第 39 条の 56</u>……………<u>又は</u>……………の判定についても、</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>置法令第 39 条の 56 第 5 項各号若しくは第 6 項各号に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 27-4 <u>措置法令第 39 条の 56 第 1 項</u>……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 56 第 1 項</u>……………若しくは……………又は措 <u>置法令第 39 条の 56 第 5 項各号若しくは第 6 項各号に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(注) ……………工業用機械等又は措置法第 68 条の 27 第 2 項に規定する産業振興機械等 (以下「産業振興機械等」という。) ……………<u>同条第 1 項又は第 2 項</u>……………</p> <p>(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)</p> <p>68 の 27-5 工業用機械等又は産業振興機械等……………</p> <p>(特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産)</p> <p>68 の 27-6 ……………</p> <p>……………<u>取得等をした</u>……………<u>取得等をした</u>……………</p> <p><u>同条第 2 項に規定する中小規模法人 (以下「中小規模法人」という。) に該当する連結法人以外の連結法人が同項に規定する取得等をした同項の規定による割増償却の対象となる産業振興機械等についても、同様とする。</u></p>	<p>同様とする。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 27-4 <u>措置法令第 39 条の 56</u>……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 56</u>……………又は……………の判定についても、同様とする。</p> <p>(注) ……………工業用機械等……………<u>措置法第 68 条の 27 第 1 項</u>……………</p> <p>(工業用機械等の範囲)</p> <p>68 の 27-5 工業用機械等……………</p> <p>(特別償却の対象となる資産)</p> <p>68 の 27-6 ……………</p> <p>……………<u>取得し、又は製作し、若しくは建設した</u>……………<u>取得し、又は製作し、若しくは建設した</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(新增設の範囲)</p> <p>68 の 27-7 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④ <u>本文の取扱いは、中小規模法人に該当する連結法人以外の連結法人が同条第2項に規定する取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が、同項に規定する新設又は増設に係る当該設備を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。</u></p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27-8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 28 条の 9 第 5 項、第 7 項及び第 9 項</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 27-10 ……………</p> <p><u>産業振興機械等に係る同条第 2 項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。</u></p> <p>(取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 27-11 <u>措置法第 68 条の 27 の適用上、同条第 1 項に規定する</u>……………</p>	<p>(新增設の範囲)</p> <p>68 の 27-7 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27-8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 28 条の 9 第 9 項及び第 11 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(特別償却の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 27-10 ……………</p> <p>(取得価額の合計額が 10 億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68 の 27-11 <u>措置法第 68 条の 27 第 1 項の適用上、</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>…</p> <p><u>措置法令第 39 条の 56 第 1 項</u>……………若しくは同項第 2 号イ…………… ……………若しくは……………又は措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号若しくは <u>第 6 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万 円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同 様とする。</u></p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>68 の 27-13 ……………若しくは地域内又は同条第 2 項の表の各号の上欄 <u>に掲げる地区内</u> (以下「特定地域内」という。)において行う事業が<u>同条第 1 項に規定する事業又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる事業</u> (以下「指定 事業」という。)……………工業用機械等又は産業振興機械等の<u>同条第 1 項又は第 2 項の取得等</u>……………当該工業用機械等又は産業振興機械等… ……………</p> <p>④1 …………… ……………製造の事業又は製造業に該当する。</p> <p>2 ……………</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 27-14 ……………</p> <p>……………工業用機械等又は産業振興機械等……………当該工業用機 械等又は産業振興機械等……………工業用機械等又は産業振興機械等… ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>……………措置法令第 45 条第 1 項の表の各号の第 2 欄に掲げる製造の事</p>	<p><u>措置法令第 39 条の 56</u>……………、<u>同項第 2 号イ</u>……………又は… ……………<u>の判定についても同様とする。</u></p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>68 の 27-13 ……………又は地域内 (以下 68 の 27-14 までにおいて「特定 地域内」という。)において行う事業が<u>同項に規定する事業</u> (以下 68 の 27- 14 までにおいて「指定事業」という。)……………工業用機械等の取得等 ……………当該工業用機械等……………</p> <p>④1 …………… ……………製造の事業に該当する。</p> <p>2 ……………</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 27-14 ……………</p> <p>……………工業用機械等……………工業用機械等……………当該 工業用機械等……………</p> <p>④ ……………</p> <p>……………措置法令第 45 条第 1 項の表の第 2 欄に掲げる製造の事業に該</p>

改 正 後	改 正 前
<p>業又は同条第2項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p> <p><u>(中小規模法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68の27-15 連結法人が中小規模法人に該当する連結法人であるかどうかは、その取得等（措置法第68条の27第2項に規定する取得等をいう。）をした産業振興機械等を指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>	<p>当しない。</p> <p>(新 設)</p>

十五 第68条の34(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)</p> <p>68の34-1<u>新築</u>.....<u>新築</u>.....<u>新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等</u>.....</p> <p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>68の34-3 サービス付き高齢者向け賃貸住宅.....<u>措置法第68条の34第1項の規定</u>..... </p>	<p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)</p> <p>68の34-1<u>取得又は新築</u>.....<u>取得又は新築</u>.....<u>他から取得した中古住宅又は新築後他の用に使用されていたもの等</u>.....</p> <p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>68の34-3 <u>措置法第68条の34第1項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>.....<u>同項の規定</u>..... </p>

十六 第 68 条の 35 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</u></p> <p><u>68 の 35-4 措置法第 68 条の 35 第 3 項に係る措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーターを、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使用者用浴室等がある階</u></p> <p><u>(2) 直接地上へ通ずる出入口がある階</u></p> <p><u>④1 例えば、地上 1 階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 3 項の認定を受けた計画(同法第 18 条第 1 項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの)に係る特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第 68 条の 35 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>2 措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のエレベーターごとに定める事項に適合するものであることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 本文の一以上設置すべきこととされるエレベーター</u></p> <p><u>イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(以下「基準省令」という。)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(用途変更等があった場合の適用)</p> <p><u>68の35-4</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7条第5項及び第6項に規定する事項</u></p> <p>ロ <u>主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第3項に規定する事項及び同条第6項（視覚障害者が利用するエレベーターに限る。）に規定する事項</u></p> <p>(2) <u>(1)のエレベーター以外のエレベーター</u></p> <p>イ <u>不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項及び同条第4項に規定する事項</u></p> <p>ロ <u>主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い)</u></p> <p><u>68の35-5 一の建物が措置法第68条の35第3項に係る措置法第47条の2第3項第4号の規定に該当する特別特定建築物（以下「要件該当特別特定建築物」という。）に該当する部分と要件該当特別特定建築物以外の部分から成っている場合には、当該要件該当特別特定建築物に該当する部分についてのみ措置法第68条の35第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(用途変更等があった場合の適用)</p> <p><u>68の35-6</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>68の35-7 措置法第68条の35第3項に係る措置法令第29条の5第6項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積</u></p>
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>68の35-7 措置法第68条の35第3項に係る措置法令第29条の5第6項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資本的支出)</p> <p><u>68 の 35-5</u> ……………</p> <p>……………資本的支出……………</p>	<p><u>によるものとする。</u></p> <p>(資本的支出)</p> <p><u>68 の 35-8</u> ……………</p> <p>……………資本的支出 <u>(増築に該当するものを除く。以下同じ。)</u> ……………</p> <p>……………</p> <p>④ <u>措置法第 68 条の 35 第 3 項に係る措置法令第 29 条の 5 第 7 項に規定する増改築に係る計画に係る特別特定建築物については、その増改築に係る部分が同条第 6 項に定める要件を満たす必要があることに留意する。</u></p>

十七 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(付随事業の例示)</p> <p><u>68 の 43-5</u> ……………</p> <p>……………<u>又は採掘した鉱産物の精錬</u>……………</p>	<p>(付随事業の例示)</p> <p><u>68 の 43-5</u> ……………</p> <p>……………<u>、採掘した鉱産物の精錬又は伐採した木材の合板若しくはパルプの製造</u>……………</p>

十八 第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>68 の 57 の 2-1</u> <u>適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた中部国</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>際空港整備準備金を含む。以下同じ。）の措置法第 68 条の 57 の 2 第 3 項の規定による均分取崩しについては、68 の 43-8 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>68 の 57 の 2-2</u> 中部国際空港整備準備金……………</p>	<p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>68 の 57 の 2-1</u> 中部国際空港整備準備金 <u>(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた中部国際空港整備準備金を含む。)</u>……………</p>

十九 第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(鉱物を原材料として製造した物品の範囲)</p> <p><u>68 の 61-3 措置法令第 39 条の 88 第 1 項第 3 号又は第 10 項第 3 号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等)</p> <p><u>68 の 61-4 ……措置法令第 39 条の 88 第 1 項第 3 号又は第 10 項第 3 号</u>……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 59 第 1 項第 2 号又は第 5 項第 2 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(原材料として購入した鉱物)</p> <p><u>68 の 61-5 措置法規則第 22 条の 59 第 1 項</u>……………<u>措置法令第 34 条第 1 項</u>……………</p>	<p>(鉱物を原材料として製造した物品の範囲)</p> <p><u>68 の 61-3 措置法令第 39 条の 88 第 1 項第 3 号又は第 9 項第 3 号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等)</p> <p><u>68 の 61-4 ……措置法令第 39 条の 88 第 1 項第 3 号又は第 9 項第 3 号</u>……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 60 第 1 項第 2 号又は第 4 項第 2 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(原材料として購入した鉱物)</p> <p><u>68 の 61-5 措置法規則第 22 条の 60 第 1 項</u>……………<u>鉱業法第 3 条第 1 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>措置法規則第 22 条の 59 第 5 項</u>……………</p> <p>(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)</p> <p>68 の 61-6 <u>措置法規則第 22 条の 59 第 1 項括弧書</u>……………</p> <p><u>同条第 5 項括弧書</u>……………</p> <p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>68 の 61-7 ……………<u>措置法令第 39 条の 88 第 1 項又は第 10 項</u>……………</p> <p>……</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68 の 61-13 ……………<u>措置法令第 39 条の 88 第 12 項</u>……………<u>措置</u></p> <p><u>法令第 34 条第 13 項各号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68 の 61-14 ……………<u>措置法令第 39 条の 88 第 12 項</u>……………<u>措置</u></p> <p><u>法令第 34 条第 13 項第 3 号及び第 4 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p><u>措置法規則第 22 条の 60 第 4 項</u>……………</p> <p>(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)</p> <p>68 の 61-6 <u>措置法規則第 22 条の 60 第 1 項括弧書</u>……………</p> <p><u>同条第 4 項括弧書</u>……………</p> <p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>68 の 61-7 ……………<u>措置法令第 39 条の 88 第 1 項又は第 9 項</u>……………</p> <p>……</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68 の 61-13 ……………<u>措置法令第 39 条の 88 第 11 項</u>……………<u>措置</u></p> <p><u>法令第 34 条第 11 項各号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>68 の 61-14 ……………<u>措置法令第 39 条の 88 第 11 項</u>……………<u>措置</u></p> <p><u>法令第 34 条第 11 項第 3 号及び第 4 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
(2) (石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲) 68 の 61-15措置法令第 39 条の 88 第 12 項.....措置 法令第 34 条第 13 項第 1 号から第 3 号まで..... (1) (2) (3)	(2) (石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲) 68 の 61-15措置法令第 39 条の 88 第 11 項.....措置 法令第 34 条第 11 項第 1 号から第 3 号まで..... (1) (2) (3)

二十 第 68 条の 63 の 3 ((連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<u>第 6 章の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例</u> <u>第 68 条の 63 の 3 ((連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係</u> <u>(軽減対象連結所得金額に係る益金の額)</u> <u>68 の 63 の 3-1 措置法令第 39 条の 90 の 3 第 1 項に規定する軽減対象連結所得</u> <u>金額 (以下「軽減対象連結所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、</u> <u>同項に規定する研究開発事業等 (以下「研究開発事業等」という。) に係る収</u> <u>入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに</u> <u>留意する。</u> <u>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、</u> <u>準備金を繰り入れた連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>場合には、当該事業年度)において軽減対象連結所得金額(措置法令第37条第1項に規定する軽減対象所得金額を含む。)の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</u></p> <p><u>(2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</u></p> <p><u>(3) 受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</u></p> <p><u>(軽減対象連結所得金額に係る損金の額)</u></p> <p><u>68の63の3-2 軽減対象連結所得金額を計算する場合の損金の額は、研究開発事業等に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 棚卸資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p><u>(2) 減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p><u>(3) 減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額(保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)</u></p> <p><u>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</u></p> <p><u>68の63の3-3 措置法令第68条の63の3第2項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、68の63-8の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>